

令和5年度

山鹿市財政健全化及び経営健全化審査意見書

山鹿市監査委員

山監 N 3-14 号  
令和6年8月19日

山鹿市長 早田順一様

山鹿市監査委員 木村三洋

山鹿市監査委員 永田紘二

令和5年度山鹿市財政健全化及び経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

## 目 次

第1	審査の基準	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の評価項目	1
第5	審査の実施場所及び日程	2
第6	審査の実施内容	2
第7	審査の結果	2
第8	審査意見	2
1	健全化判断比率	2
	（1）総合意見	
	（2）個別意見	
	（3）是正改善を要する事項	
2	資金不足比率	3
	（1）総合意見	
	（2）個別意見	
	（3）是正改善を要する事項	

### 【健全化判断比率及び資金不足比率の状況】

I	健全化判断比率の状況	5
①	実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	6
②	実質公債費比率の状況	7
③	将来負担比率の状況	8
II	実質収支額の状況	9
III	資金不足比率の状況（法適用企業）	10

## 注　記

- 1 文中に用いる金額は、原則として万円単位で表示している。
- 2 表中及び文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 表中の「0.0」は、該当数値はあるが、表示単位未満のものも含まれ、「-」は、該当数値のないものである。
- 4 文中に用いる「ポイント」とは、百分率(%)の単純差引である。
- 5 表中及び算式中で負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 6 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

# 令和5年度 財政健全化及び経営健全化審査意見書

## 第1 審査の基準

山鹿市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

## 第3 審査の対象

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・健全化判断比率は次の4つの指標からなる・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

区分		会計名	各比率の対象範囲			
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計 病院事業会計 下水道事業会計 農業集落排水事業会計	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等						

※財産区は、当該地方公共団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、財産区特別会計は除く。

※資金不足比率は会計ごとに算出される。

## 第4 審査の評価項目

- 1 審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の適法性
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

## 第5 審査の実施場所及び日程

山鹿市庁舎において令和6年7月25日から同年8月1日までの間で実施した。

## 第6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書類及び証書類等と照合し、関係職員の説明を求め、評価項目について審査した。

## 第7 審査の結果

上記第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

## 第8 審査意見

### 1 健全化判断比率

#### (1) 総合意見

健全化判断比率は、以下のとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回っていることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	対前年度 増 減 (A-B)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	—	—	—	12.65	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.65	30.00
③実質公債費比率	9.6	9.9	△0.3	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	—	350.0	—

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、いずれも発生しないため、「—」表示とした。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等に係る実質収支額が23億4,960万円の黒字であり、実質赤字額が発生しないため、実質赤字比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。なお、早期健全化基準は12.65%である。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和5年度の全会計に係る連結実質収支額が35億3,891万円の黒字であり、連結実質赤字額が発生しないため、連結実質赤字比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。なお、早期健全化基準は17.65%である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は9.6%となっており、前年度の9.9%から0.3ポイント減少した。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 2 資金不足比率

(1) 総合意見

資金不足比率は、以下のとおりであり、いずれの会計も資金不足額が発生せず、資金不足比率は算定されないことが認められた。

(単位：%)

法適用	会計名	資金不足比率		経営健全化基準
		令和5年度	令和4年度	
	水道事業会計	—	—	20.0
	病院事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	農業集落排水事業会計	—	—	20.0

※ 資金不足比率は、いずれも算定されないため、「—」表示とした。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

(注) 以下、「流動負債額」は建設改良費等の財源に充てる企業債借入金等を控除した額である。

ア 水道事業会計

流動資産額4億3,445万円が、流動負債から控除企業債等を除いた額1億1,091万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められる。

イ 病院事業会計

流動負債から控除企業債等を除いた額9億6,244万円が、流動資産額7億8,788万より大きいものの、解消可能資金不足額3億5,308万円が控除されるため、資金不足比率

は算定されない。当年度純損失は4億3,929万円であり、当年度未処理欠損金は3億1,875万円であった。また、財務の短期的な支払能力の判断指標である流動比率は63.7%で、前年度の103.5%から39.8ポイント減少し、一般的に下回らないことが望ましいとされる100%を大幅に下回る状態となった。医療の高度化に対応するために、今後も医療機器の整備等に多額の費用が見込まれることから、経営健全化の取組をより一層強化されたい。

#### ウ 下水道事業会計

流動資産額3億5,752万円が、流動負債から控除企業債等を除いた額6,363万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されない。なお、財務の短期的な支払能力の判断指標である流動比率は85.7%で、前年度から29.7ポイントと大幅に上昇したが、依然として一般的に下回らないことが望ましいとされる100%を下回る状態である。

今後も更新時期を迎えた施設の改修及び更新に多額の費用が見込まれることから、経営健全化の取組をより一層強化されたい。

#### エ 農業集落排水事業会計

流動資産額1億2,672万円が、流動負債から控除企業債等を除いた額1,969万円より大きく、資金不足額が発生しないため、資金不足比率は算定されない。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 【健全化判断比率及び資金不足比率の状況】

## I 健全化判断比率の状況

(単位:千円・%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度数値	-	-	9.6	-
早期健全化基準	12.65	17.65	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は「-」で表示。

標準財政規模	うち臨時財政対策債発行可能額
16,955,441	84,614

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円・%)

区別	会計名	実質収支額
一般会計等	一般会計	2,349,607
	小計 ①	2,349,607
	標準財政規模	16,955,441
	実質赤字比率	△ 13.85

区別	会計名	実質収支額
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	141,667
	介護保険事業特別会計	299,585
	後期高齢者医療特別会計	23,196
小計 ②		464,448

区別	会計名	資金不足・剩余额
法適用企業	水道事業会計	323,542
	病院事業会計	0
	下水道事業会計	294,290
	農業集落排水事業会計	107,024
小計 ③		724,856

合計 (①+②+③)	3,538,911
標準財政規模(再掲)	16,955,441
連結実質赤字比率	△ 20.87

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の負の数字は黒字を意味する。

## ② 実質公債費比率の状況

(単位:千円・%)

	①	②	③	④	⑤	⑥
元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)	公営企業に要する 経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる繰 入金	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額	
令和3年度	3,949,433	936,089	304	93,663	111	99,058
令和4年度	4,075,039	910,067	153	48,376	60	201,956
令和5年度	3,751,952	848,582	1,174	14,283	242	224,093

	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、②～⑤に 係るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算入 されたものに限 る。)	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、②～⑤に 係るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算入 されたものに限 る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	533,486	2,965,912	58,955	6,226,745	10,693,326	711,795
令和4年度	480,462	2,809,630	61,789	6,603,878	10,189,795	187,545
令和5年度	430,240	2,697,693	64,714	6,724,913	10,145,914	84,614

実質公債費比率 (单年度)	実質公債費比率 (3ヵ年平均)
9.39488	
10.85789	
8.71548	9.6

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) (①)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」) (②～⑤)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 (⑥)

D : 地方債に係る元利償還金を要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に算入された額(「算入準公債費の額」) (⑦～⑨)

E : 標準税収入額等に普通交付税等を加算した額(「標準財政規模」) (⑩～⑫)

### ③ 将来負担比率の状況

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
31,053,726	0	6,545,830	0	4,055,323	0	0	0	0	0	0

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち 都市計画税	基準財政需要額算入見込額
16,737,669	674,413	674,413	29,634,012

将来負担比率

(単位:千円)

将来負担額A	-	充当可能財源等B		A - B		将来負担比率(%)
41,654,879	-	47,046,094		△ 5,391,215		
	=				=	
標準財政規模C	-	算入公債費等の額D		C - D		
16,955,441	-	3,192,647		13,762,794		

## II 実質収支額の状況

(一般会計等に係る実質収支額)

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)	継続費過次 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)
一般会計	36,168,956	33,744,007	2,424,949	75,342	0	656,084
合 計	36,168,956	33,744,007	2,424,949	75,342	0	656,084

会計名	( 翌年度に繰り越すべき財源(4) (5~9-10) )				実質収支額(11) (3)-(4)	地方債現在高 (12)
	事故繰越繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)		
一般会計	227,196	0	0	807,938	2,349,607	31,053,726
合 計	227,196	0	0	807,938	2,349,607	31,053,726

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額) (単位:千円)

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)	継続費過次 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)
国民健康保険 事業特別会計	6,871,959	6,730,292	141,667	0	0	0
介護保険事業 特別会計	7,108,014	6,808,429	299,585	0	0	0
後期高齢者医療 特別会計	938,573	915,377	23,196	0	0	0
合 計	14,918,546	14,454,098	464,448	0	0	0

特別会計名	( 翌年度に繰り越すべき財源(4) (5~9-10) )				実質収支額(11) (3)-(4)
	事故繰越繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	
国民健康保険 事業特別会計	0	0	0	0	141,667
介護保険事業 特別会計	0	0	0	0	299,585
後期高齢者医療 特別会計	0	0	0	0	23,196
合 計	0	0	0	0	464,448

### III 資金不足比率の状況 (法適用企業)

(単位:千円・%)

特別会計名	(1) a-b-c-d-e (-f)							(2) 算入地方債
		流動負債 a	控除企業債 等 b	控除未払金 等 c	控除額 d	PFI建設事 業費等 e	土地前受金 f (宅造)	
水道事業会計	110,911	340,703	229,792	0	0	0	-	0
病院事業会計	962,440	1,236,188	273,748	0	0	0	-	0
下水道事業会計	63,633	417,736	354,103	0	0	0	-	0
農業集落排水 事業会計	19,696	360,745	341,049	0	0	0	-	0

特別会計名	(3) g-h-i(-j)					(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項 の額・令 4条の額 (1)+(2)-(3)
		流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差 額 j (宅造)			
水道事業会計	434,453	434,453	0	0	-	-	-	△ 323,542
病院事業会計	787,887	787,887	0	0	-	-	-	174,553
下水道事業会計	357,923	357,923	0	0	-	-	-	△ 294,290
農業集落排水 事業会計	126,720	126,720	0	0	-	-	-	△ 107,024

特別会計名	(7) 解消可能 資金不足額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足額 (資金不足 比率)	(10) 営業収益の 額-受託工 事収益の額 うち指定管理 者利用料金	(11) k+l (宅造のみ)		
						資本+負債 k	PFI建設事業費 等のうち流動負 債に係るリース 債務 l
水道事業会計	0	323,542	-	427,565	0	-	-
病院事業会計	353,083	0	-	2,905,588	0	-	-
下水道事業会計	0	294,290	-	721,211	0	-	-
農業集落排水 事業会計	0	107,024	-	150,440	0	-	-

特別会計名	(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足 比率 (9)/(12)	(13) 繰越欠損金	標準財政 規模比率 (8)/(x)		
					標準財政規模 (x)	標準財政規模 (y)
水道事業会計	427,565	-	0	1.9		
病院事業会計	2,905,588	-	318,751	-		
下水道事業会計	721,211	-	0	1.7		
農業集落排水 事業会計	150,440	-	0	0.6		

標準財政規模 (x)	16,955,441
------------	------------